

盛岡広域振興局長告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年2月8日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100012	盛岡市立ひまわり学園	盛岡市前九年三丁目12番38号	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	平成25年2月1日
0350100137	児童発達支援事業所いるか教室つしだ	盛岡市津志田西二丁目19番58号	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	〃

2 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100012	盛岡市立ひまわり学園	盛岡市前九年三丁目12番38号	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	平成25年2月1日
0350100137	児童発達支援事業所いるか教室つしだ	盛岡市津志田西二丁目19番58号	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	〃